

令和7年度 第2回 旧市長公舎の保存活用にかかる方針検討委員会 議事録

- 日 時： 令和7年10月24日（金）午前9時～11時
- 会 場： 新潟市役所ふるまち庁舎 4階 401会議室
- 出席委員： 坂井委員（委員長）、藤田委員、津村委員、大倉委員、佐藤委員
- 欠席委員： 井上委員
- 事務局： 文化政策課 丸山課長、梨本補佐、川島係長、関副主査
歴史文化課 廣野補佐
建築行政課 石川課長、宮木係長
まちづくり推進課 高島課長、加藤主査
- 傍聴者： 1名

1 開会

（事務局：文化政策課 梨本補佐）

おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、令和7年度第2回旧市長公舎の保存活用にかかる方針検討委員会を開催します。

皆さまにおかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。司会の文化政策課の梨本です。よろしくお願ひいたします。

本委員会は、公開の会議とさせていただいております。傍聴席を用意しておりますことと、会議録作成のため、録音させていただくことをあらかじめご了承ください。

本日、井上委員は都合によりご欠席でございます。

最初に本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただいております。本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。次第の下の方に配付資料として、記載させていただいております。資料1、出席者名簿。資料2、第1回委員会での課題の整理について。資料3、旧市長公舎周辺用途地域図。資料4、旧市長公舎建築当時の時代背景について。資料5、登録有形文化財に関する各種補助事業。資料6、旧副知事公舎の活用状況。資料7、平成4年作庭業者へのインタビュー。資料8、旧市長公舎改修履歴一覧。最後に資料9、旧市長公舎周辺図。以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、文化政策課長の丸山からご挨拶をさせていただきます。

2 文化政策課長挨拶

（事務局：文化政策課 丸山課長）

おはようございます。文化政策課長の丸山でございます。

朝早くから第2回旧市長公舎の活用にかかる方針検討委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

6月下旬に第1回を開催させていただきまして、旧市長公舎の現状や課題を共有させていただきました。事務局の現状認識が足りていなかったという点もありまして、皆さまから様々なご質問をいただきましたが、いただいたご質問、ご意見をもとに事務局で改めて課題などの整理をさせていただきました。本日は第1回の検討委員会での課題を改めて整理させていただき、その後、旧市長公舎の価値を踏まえた活用について、意見交換をさせていただきたいと思います。なお、この会議につきましては、合議体として審議答申をいただくものではございませんので、委員の皆さまから忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

（事務局：文化政策課 梨本補佐）

それではこれより議事に入ります。ここからの進行を坂井委員長お願ひいたします。

3 意見交換

議題1 旧市長公舎の現状・課題の共有について

(坂井委員長)

皆さん、おはようございます。一週間前と比べて一気に寒くなりまして、ちょっと喉が痛くて、風邪ぎみですが、申し訳ございません。ご挨拶にもありましたが、旧市長公舎の保存活用についての検討委員会の2回目になります。よろしくお願ひいたします。

前回、この検討の土台になることについて、様々なご質問をいただきました。事務局からいろいろ調べていただいて、資料も準備していただいていますので、それについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局：文化政策課)

おはようございます。事務局の文化政策課の川島です。よろしくお願ひします。

前回の会議で皆さんから様々なご意見をいただきまして、それをもとに事務局で改めて課題などを整理させていただきましたので、それぞれの担当課から回答させていただきたいと思います。

それでは、資料2をご覧ください。課題の一覧が1枚目に載っています。課題の1から順に担当課から一括でご説明させていただきます。まずは課題の1から3について建築行政課からお願ひいたします。

(事務局：建築行政課)

おはようございます。建築行政課でございます。

当課の方では質問をいただきました1から3について回答させていただきます。

まず1になります。建築審査会にかけて同意を得て許可をした事例についてご質問をいただきました。これについては、これまで第一種低層住居専用地域で建築基準法第48条のただし書きの許可を取った建築物につきましては、こちらに書いてありますが、病院、それから福祉施設、調剤薬局、日用品の販売を主とする店舗、それから学校施設、事務所及び倉庫などの実績がございます。

続いて2番目です。旧副知事公舎の用途地域についてです。資料3にございますが、こちらの場所は第二種中高層住居専用地域となっております。こちらは旧副知事公舎のような規模の店舗については可能な地域となっております。

続きまして3番目です。建築基準法第3条の適用除外条例の実現性と耐震基準を緩和するための文化財登録や建築基準法第3条の適用除外条例の適用についてということでございます。府内外で文化的、歴史的な価値のある建築物を残そうという方針のもと、このような条例を制定するというのは手法の一つであると考えられます。なお、条例を制定した場合におきましても法的なものがすべて除外になるということではなく、それに代わる代替の利用者の安全性を確保するため等の措置が必要になってまいります。また、耐震の基準については、現行におきましても用途変更や大規模改修においては適用が除外されております。耐震の基準を満たすかどうかということにつきましては、法的な規定というよりは実際の活用でどのように考えていくかということによるものとなっておりますので、そのように考えております。以上、建築行政課からでございます。

(事務局：文化政策課)

続きまして、議題の4についてです。

(坂井委員長)

全部一括でやってしましますか。

(事務局：文化政策課)

どちらでもよろしいです。

(坂井委員長)

問題が飛びますので、とりあえず建築行政課の担当のところで一回切っていただいて、質疑応答をしていきたいと思います。

事務局から 1 から 3 までご回答いただきましたが、これについてのご質問、ご意見をお願いいたします。

(藤田委員)

質問させていただきます。まず 2 番目の用途地域についてです。ご説明ありましたように第二種中高層住居専用地域ということですが、資料 3 を拝見しますと、旧市長公舎は第一種低層住居専用地域、青色ですね。旧市長公舎はこの薄い水色と薄黄緑色の区分のちょうど境界にあるということですが、これは第二種の方になるのでしょうか。

(事務局：建築行政課)

旧市長公舎は第一種低層住居専用地域、水色のゾーンになりますし、旧副知事公舎につきましては薄黄緑色の第二種中高層住居専用地域になります。

(藤田委員)

そうした場合、第一種の場合は、私は建築の用途についてはあまりよく分かってはいないので理解がちょっと進んでいないのですが、いろいろな用途にもただし書きがあればできるということが 1 の回答ということですよね。

(事務局：建築行政課)

前回のご質問につきましては、近い位置に同じような建築物がある中で、旧副知事公舎は飲食店の営業ができているけれど、旧市長公舎は許可とかという話が出ているが、状況が違うのかというようなお話をされたかと思いまして、旧副知事公舎は用途地域が旧市長公舎とは違うので、できているのですということのが今回のご回答の趣旨になります。

(藤田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(坂井委員長)

他にいかがでしょうか。

(津村委員)

津村です。よろしくお願ひいたします。

まず 1 番の建築審査会に同意を得て許可した事例というのは、要は用途地域の中で用途の制限があり、それを外すというか、そういう意味での 48 条のただし書きの許可を取った事例のみということですか。

他の規制であったりとか、建築審査会の同意を得て許可を得るというのはいろいろあると思うのですが、あくまでもこの 48 条のただし書きの許可だけということですか。

(事務局：建築行政課)

はい。そうです。

(津村委員)

例えば、市の指定文化財とかの改修でというものはないのですか。3 条 1 項 2 項の建築物に対しての建築審査会の同意を得てというものはないですか。

(事務局：建築行政課)

あくまでも今回の回答は第一種低層住居専用地域の48条ただし書きのものになっております。ただ、建築審査会の同意を得て指定されたものはございます。今はその情報は承知しておりますが、当然指定した時にそういうことがあったのかもしれません。旧小澤家住宅とか。

(津村委員)

それ以外の事例というのは今把握されていない。過去にあくまで用途を外す話ですよね。それ以外で建築審査会の同意を得て許可をしたという事例というのはありますか。

(事務局：建築行政課)

もちろんございます。48条以外のこととてということでしょうか。それは高さだったりとか事例はございます。

(津村委員)

ありますよね。市の指定文化財とかいうこともあるということですね。旧小澤家住宅とか。

(事務局：建築行政課)

そうですね。それはそういう形で指定されています。

(津村委員)

分かりました。それと、3番の適用除外条例の実現性のお話ですけれども、最後の2行の「現行においても用途変更や大規模改修の場合は適用が除外されています。」というのは具体的に何か事例というものはありますでしょうか。

(事務局：建築行政課)

これは法的な要件として耐震改修を求めるものではないという意味です。

(津村委員)

そういうことですね。先ほどのご説明ですと、実際の活用いかんでは耐震改修が必要ないというような場合もあり得るという解釈でよろしいですか。

(事務局：建築行政課)

法的には必要ないですが、活用するにあたって、やはり市の施設ですので、不特定多数の方を入れるのであれば、耐震改修をするべきであろうという方針のもとで行うものと考えています。

(津村委員)

そういう方針というのは、何か明文化されているものがあるのですか。特にないですか。そういう議論というのはどこで決定されるのですか。

(事務局：建築行政課)

ないです。やはりこういった活用の議論の中でされるものかと思います。法的なものではないです。

(津村委員)

そういうことですね。分かりました。

(坂井委員長)

今のような説明をもう少し分かりやすくし整理していただけますと助かります。私は建築や都市計画などについては全く素人なので、何を言われているかあまりよく理解できないところがあります。

それから、市としてこの建物を活用する場合、どういう条件や規制があって、その規制はどういう場合外せるかといったことが具体的に示されると議論が進むように思います。活用に向けて関係各課が連携して取り組むというようなことがあるとありがたいです。私の理解が十分ではないところがありますが、このような感想を持ちました。何かご発言をいただければ。

(武田オブザーバー)

先ほどの今回の大前提には、第一種低層住居専用地域ということで、本当に建築基準法の前提条件ですけど、用途についてかなり制限がかかってしまうということです。飲食店をやりたくてもできない。それを外さなければいけないのが大前提なのかなと思いました。活用用途は建築行政課がおっしゃったように決まれば、それに合わせて同意を、建築審査会を開いて調整するという形なのかなと思って聞いていました。建築基準法でいろいろと制約がありますが、活用用途によっていろいろ活路はあるのかなと思いながら、第三者として聞いておりました。

(津村委員)

恐らくそのポイントとしては、やはりかなり用途の制限がある中で、どういう用途になるかということがあって、広く活用するということになると、今の用途地域の中での制限を外さないといけない。そのため建築審査会の同意を得ないといけない。それがこの第48条のただし書きの許可という話ですよね。それと、広く不特定多数の方を入れる時には、やはり公共建築物としての安全性の担保というのは非常に重要なことだと思いますので、用途によっては耐震改修の必要があるものとか、法的にはいろいろあるけれども、そのところは、その活用が決まって、どういう活用にするかによって、ある程度ジャッジができるという話ではあります。ただ、やはり卵が先か鶏が先かみたいな話になってしまって、ある意味、法規制の中でやるとなると非常に狭まるという話ではありますが、用途と構造の話というのが違うけど、どうしても建築行為の中ではリンクしてしまって、そういうところが、ちょっと論点がややこしくなっているところかと思っています。

(武田オブザーバー)

用途地域はかなり制限がある地域というのが一番のネックと言いますか、これが第二種中高層住居専用地域の旧副知事公舎みたいな用途地域だったら、いろんな活用方法が自然とできたのかなと思います。

(坂井委員長)

そうなると、この場合、第一種低層住居専用地域という用途地域を前提として考える必要があつて、何に使うかという用途と建物の構造が関連するという理解でよいでしょうか。

どういうものにするかによって、規制を外せるものもあるし、そうでないものもあるという理解でよろしいでしょうか。

(津村委員)

もう一点ですけど、先ほど少しちゃんと質疑させていただいた中で、市の指定文化財なら云々みたいなことを申し上げましたが、国の指定だともう第3条で建築基準法適用除外になりますけど、地方指定の建造物の文化財ですと、前提としては、建築基準法の適用になって、建築審査会の同意を得れば、いくつかの規定がそれなりに適用除外にできるということはあります、それにしても建築審査会を通さなければいけない、そこで同意を得なければいけない

い。あとは、特に安全性に関しては代替の措置というのは必要になってきます。それで、前回申し上げたように適用除外条例を作りましょうという話は指定文化財とは別で、例えば、その景観法とかでの景観重要建造物ですとか、国の登録有形文化財とかだと、この指定文化財ではないので、全く適用除外をするという方向性がないので、その条例を作っている自治体、実は長岡市でも作っていますが、登録文化財ですとか、景観重要建造物とかに関しても建築審査会の同意を得れば、いくつかの条項に関しては適用除外をすることができるというそういう話です。だから、今は旧市長公舎が何にもなってないので、仮に市の指定文化財にするのであれば、建築審査会というルートが出ますけど、このままであるのであれば、何らかの手続きをしないと建築基準法の適用除外が検討にも上がらない。そういう意味合いでの前回からの質疑とそれに対するお答えとの応答という話です。その辺も含めて、多分新潟市の方のお考えとか方針というものがどうもおありのようなので、そのあたりが落としどころということになるのかなと思います。

(坂井委員長)

ありがとうございます。いろいろ整理していただきありがとうございます。

要するに、国の重要文化財であれば適用除外になるけれども、自治体の指定あるいは登録の場合、適用除外するためには。

(津村委員)

自治体の指定は建築審査会の同意を得れば、適用除外になるということ。

(坂井委員長)

条例はいらなくて。

(津村委員)

はい。条例は要らないです。

(坂井委員長)

登録の場合は条例が必要だと。

(津村委員)

はい。何らかの今までないルールを作らないといけない。

(坂井委員長)

長岡市ではそれをやっていると。

(津村委員)

やっていますね。サフラン酒造の件で。あれは登録文化財なので。

(坂井委員長)

摂田屋ですか。

(津村委員)

はい。そうですね。

(坂井委員長)

分かりました。難しいですよね。

(大倉委員)

この辺は少し基本的な知識がないとなかなか今のお話は理解しにくいところがあるかなとは思います。

(坂井委員長)

そうすると、今の建物を今後指定や登録を行うような措置をとれば、こうした使い方はできるという話はあるけど、今のままだとできることは限られてしまうということですね。よく分かりました。その辺の問題を解決するための道筋が示されないと展望がなかなか開けてこないという感じがします。でも、現状の問題点についてよく分かりました。

そうしたら、これに関係する4番以降はないですか。旧副知事公舎の7番の活用について説明をお願いします。

(事務局：文化政策課)

文化政策課の川島です。よろしくお願ひします。

質問の番号で7番になります。資料6をご覧ください。こちらは前回ご質問い合わせました旧副知事公舎についてまとめたものになっております。

旧副知事公舎につきましては、旧市長庁舎とほぼ同じ年代の大正10年に建てられており、資料3にございますが、中央区営所通2番町で飲食店の営業が可能な第二種中高層住居専用地域にあります。現在は民間の新潟グランドホテル様が直営のFRENCH TEPPAN 静香庵別邸函養荘を運営おりまして、ランチやディナーの提供の他に結納やウェディングなどの事業を展開しております。支配の方に取材させていただいた中ではメディアシップにある静香庵との差別化を図るため高級感や歴史観、地域性を前面に打ち出して、価値を分かっていただくために、気軽に立ち寄れるようにはしておらず、予約客が多い状況となっているそうです。また、台湾や中国のツアーで、旧齋藤家別邸や北方文化博物館をめぐるツアーに組み込まれており、時々来店されているということで活用状況を報告させていただきます。

(坂井委員長)

ありがとうございます。これは県の持ち物でグランドホテルに貸し出されているというものです。ここの場合用途地域が違うので、何か許可が必要だったということはないということで良い訳ですね。旧市長公舎の場合はことは条件が違いますので、現状では、旧副知事公舎でできているからこちらもできるわけではないということです。

そうしましたら、次は4番の市長公舎建築当時の時代背景についてお願いします。

(事務局：文化政策課)

それでは、歴史文化課から説明させていただきます。

(事務局：歴史文化課)

歴史文化課の廣野でございます。おつかれさまでございます。

それでは4番ですが、5番、6番は一旦区切った方がよろしいでしょうか。

(坂井委員長)

そうですね。時代背景を一つまとめていただいて、次に登録についてご説明いただきましょうか。

(事務局：歴史文化課)

はい。それでは市長公舎建築当時の時代背景についてということで、資料4にA3、1枚にまとめさせていただきました。元ネタを申し上げると、下の方に参考文献が書いてあります、既刊の新潟市史、あるいは新潟市歴史双書の内容に沿ってということです。資料から直接ではないですけれども、資料をもとに刊行した歴史系の保管物のまとめという形をとら

せていただいているので、その点をご了承ください。

最初に 1922 年当時、大正 11 年当時の時代背景ということで、右側の方をご覧ください。ちょっと文章が多いので、読み上げはいたしませんが、市長公舎建設当時の話をさせていただきますと、新潟市、近代都市として、発展段階にあったということありますと、市政施行から 33 年目、人口約 7 万人ということですので、近世の新潟町からしますと、人口が 2 倍以上ということで、地方中核都市として発展をしていくと。江戸時代からの伝統がつながっているところと、明治以降の近代都市としての発展というところで、つながっているところと、新しい要素というのがせめぎ合っていたということでございます。港町としての伝統は引き続き、続いておりますが、明治維新以降の近代化による発展は交錯していたと。特に明治末から大正にかけて、それまでの河口港でありました新潟港を大規模な港湾工事を行いまして、近代的な港湾に変えていく中で、大型船が着くようになったということで、北前船の時代から日本海側有数の物流貿易拠点として発展をしていたということでございます。

併せて、経済産業の動きというところですが、新潟県全体は日本一の米どころ、そして新潟はその米の集積地、そして積み出し港ということで、流通商取引の中心地であったわけです。これは近世以来の伝統ということでございますが、特に米の積み出しで盛んでした。もともと商人層が新潟町の経済の主役だったと。そして、商都として栄えていたわけです。その後、近代になりまして、軽工業が郊外で立ち上がり始めるということで、そういった工業製品の積み出し港としての役割も担うようになっていったということで、近代的な工場と伝統的な町人商売が混在しながら発展をしていった。そして、もともと商都であった新潟町で、もちろん新潟市ですが、新潟県というものが設置されて、その県都として位置づけられたことになりました。例えば県庁もございます。それから、市役所が設置されて、1911 年には 2 代目市役所庁舎が竣工ということでございまして、行政機能が強化され、いわゆる行政の中心地ということでも位置づけられていくということで、特に市長の権限強化が進展し、人口も増えました。道路の拡張、住宅の造成、そして今につながるような都市計画の方針の大綱が制定され、そして大河津分水の通水に伴って信濃川の河口部分の川幅が狭くなると、市街地として利用できる範囲が広がってくるということで、市街地の拡大というトレンドが出てくるということです。4 番の社会と文化の動向については、記載のとおりですが、文化の中心としても発展していくような、特に学校関係が充実してまいりまして、教育都市としての機能が強化されました。

こういう流れの中で、ここだけ見ますと点の話ですが、時間軸を遡って、近世とどう違うのかというのが左側の方に書いてございます。時間軸を幅広くとりまして、そもそも近世の位置づけはどうであったかということですが、これは読み上げると長いので、簡単に申し上げますと、市長公舎が建築されていた地域は、今、西大畠と言っておりますが、もともとは海岸砂丘場ということであります。新潟町の外縁と言いますか、外側と言いますか、新潟町の中ではなかったということで、ここでの主な生業が製塩とか、沿岸漁業、特にイワシ漁が非常に盛んだった時期があるということで、一時期、イワシの地引き網漁は新潟町人のレジヤーとしても利用されていたと記録が残っています。いわゆる生業としての漁だけではなくて、今やっているような地引網、町民が参加して楽しむというようなことが行われていたということで、この地域、新潟町民の憩いの場でもあったということと、近世以来、海岸砂丘、風によって砂が市街地に流入してくるということで、長岡藩の支配時代から飛散防止のための植林が継続して行われてきたわけです。特に幕府の新潟上知以来、川村修就奉行の肝いりによりまして、砂防林の整備が一気に進むということで、幕府の管理、いわゆる国家管理として砂防林の整備が進められました。

近世までは都市外縁のいわゆる憩いの地でもあり、植林地がこの町を守るための土地という位置づけであったわけですが、先ほど申し上げたとおり、近代に至りまして、ただの都市外縁からいわゆる都市機能の一部を担う位置づけになっていましたということです。砂丘地には現護国神社や各種学校、それから水道施設ですね。このような公共的な施設が建つ地となっていって、そして、市長公舎が建設される時代背景としましては、1908 年、明治 41 年、新潟大火で市街地がだいぶ焼けたというようなこともありますと、郊外への移転が一層進ん

だという中で、例えば、料亭とか、市長公舎のような行政機能の一部の移転ということが進められていたと。こういう新潟という町から市に変わる中で、前近代の港町から、近代都市商都から行政の首都へという流れの中で、その流れを象徴するような表れとしての旧市長公舎という位置づけができるのではないかと考えております。雑駁ですがご説明申し上げました。

(坂井委員長)

ありがとうございます。新潟は近世では全国的にも大きな港町で、その後、近代になって近世の町の外側、海岸寄りの方に近代の都市機能を担うさまざまな施設がつくられてきました。旧市長公舎がその代表的なものということです。資料9にその辺の地図がありますが、今の歴史と関連して説明していただくと分かりやすいかなと思います。

(事務局：文化政策課)

それでは、資料9をご覧ください。こちらにつきまして、旧市長公舎の周辺図になっております。旧市長公舎周辺の文化財の状況と、参考までに中央区の区ビジョンの抜粋を記載しております。旧市長公舎の場所については、赤丸で記載された箇所になります。青丸は、文化施設の設置箇所になっておりまして、また、黄色の網掛けについては、新潟市の景観計画の特別地域に指定された区域になっております。地域の特性に応じた景観形成を進める必要があるという区域になっております。ピンクの線につきましては、新潟市の観光循環バスの路線になっております。関連して、参考までに中央区の区ビジョンを下に載せておりますので、読み上げて紹介させていただきます。

中央区の区ビジョンにつきましては、目指す区の姿が4つあります、その1つとして、「歴史と文化を受け継ぎ、発展する町」というものがあります。その分類の中に「3まちなみ」という項目がありまして、その抜粋を記載しております。現状、特性と課題ということで、「西大畠地区には江戸時代から続く料亭「行形亭」や、明治期に建築された「北方文化博物館新潟分館」、大正期に建築された「旧斎藤家別邸」、大正から昭和初期に流行した洋館付住宅などが残っており、歴史的価値の高い建造物が立ち並ぶまちなみとなっております。この町並みを構成する歴史的建造物の保全をはかり、歴史的な佇まいを生かした風情ある景観を作り出していくことが必要です。」と記載されております。まちづくりの方針としては、「古町、西大畠、しもまち各地区はみなとまち新潟の人の交流を象徴する固有の歴史・文化遺産の保全、新潟駅周辺、万代、万代島、古町をつなぐ都心軸では日本海拠点都市の風格を感じる都市空間の形成、万代シティでは賑わいの創出など、各地区特性を生かし、魅力や価値を高め、後世に継承できるよう関係者と連携しながら良好な景観の形成に取り組むとともに、楽しみながら回遊できる都市空間を創出します。」ということで、先ほどの歴史文化課の説明のとおりですが、歴史的な価値がある地域だということを中央区区ビジョンでも反映しているような状況になっております。以上です。

(坂井委員長)

ありがとうございます。今のご説明でご質問はありますでしょうか。

(大倉委員)

説明をお聞きして、改めていろいろなことを少し考えましたので、質問というよりは、私が今考えることをお話ししたいと思います。

ちょうど市長公舎が建設された1922年、大正11年、この年に柴崎さんという市長が就任されたと書いてあります。そこから11年前の1911年に2代目市役所庁舎が竣工して、市長の権限が強化されたと書いてあります。そこで、私が前回も少し発言させていただきましたが、気になっていたことがありますて、資料9の地図を見ていただきますと、新潟大神宮と旧斎藤家別邸の間の観光循環バスが通っている道が現在切り通しになっております。そこは、本来、斎藤家の庭がある高台と新潟大神宮の高台が連続していて、あの道はなかったところ

を切り通しにして道を作ったものだと思います。明治から平成に至る新潟の市街地図をいろいろ比較して、地図で読み解く新潟の歴史という講座をたまたま担当させられたことがありました。大正10年の地図を見ると、この道はありませんでした。実際、その地図の信ぴょう性はちょっと分からないうですが、市長公舎ができる直前までは、この道がなかったということなのかなと思います。その大正8年に新潟市地区計画方針大綱が制定された時に、この新しい道の建設計画があったかは分からないうですが、あった可能性もあるのかなと思います。この道がないと、市長公舎から市役所まで行くのに非常に遠回りしなければなりません。砂丘館の前にある、カーブしている道はまだ当時は建設されていませんので、監獄の方に回つていくか、大きく師範学校の方まで回って、大回りして市役所に市長が行かなければいけなかつたという位置になっています。この道がないと市長公舎を建てる場所として現在地は不適切なのかなと想像しました。

この道の建設と市長公舎の建設がリンクしていた可能性もあるのかなというふうに想像しました。実は、この道があった場所には坂口安吾の旧宅があったということがありまして、この建設によって坂口安吾の旧宅が失われたという事実があります。旧市長公舎は長く、安吾風の館として、坂口安吾の資料館としてこれまで活用されてきましたけれど、そんなことを今改めて説明を聞いて思うと、坂口安吾の生家の消失と市長公舎の建設がもしかしたらリンクしていた可能性もあるのかなと。それはあくまでも想像ではありますけれども、ちょっと面白いなと思ってお話をさせていただきました。

安吾との市長公舎の関係も、そんなリンクもあるとすれば、やはり一つの物語として語られても良いものかなと思いました。

(坂井委員長)

ありがとうございます。確かにこの道路は道の幅とか直線的な形状とかからすると、計画的に新しく作った感じが明らかですね。この地図の中央区役所がこの時代の市役所ですから、ちょうど結ぶ位置にあるということも確かだなという感じがいたします。ありがとうございます。

この黄色の区域ですが、NSG美術館が入っている、砂丘館と旧市長公舎の西側、海岸寄りのこの一角はどのような位置づけで、景観計画特別区域になったかというのを少し教えていただけますか。

(事務局：まちづくり推進課)

まちづくり推進課でございます。

こちらの黄色のエリアにつきましては、二葉町1丁目1区地区と言いまして、こちら景観計画特別区域に指定しております。こちらは地区周辺の松林などの自然環境を生かした緑の多い景観づくりや都心に隣接した閑静で住みよい住宅地に調和する景観づくりということを目的に平成9年度に地元の方が主体となりまして、計画を作ってきたというものになっております。建物を作るにあたりましては、届出が必要となってくるというところですけれども、届出の対象につきましては、軒の高さが7メートルを超えるもの、2階建て以上、または床面積の合計が70平米を超える建築物が対象となっております。具体的にどういう色彩が良いのかというところまでは、実は基準はないのですが、あくまで閑静な住宅地、または緑の多い住宅地というところで基準が定められております。そういう区画になっております。

(坂井委員長)

ありがとうございます。そうすると地元の方々が主体的にと言いますか、自主的に自分たちの住んでいる地区的景観を守りたいということで動いて景観計画特別区域になったということですね。それは他の地区でも、地元の方がそういうふうに望んで、その条件に当てはまれば、指定されるということでしょうか。

(事務局：まちづくり推進課)

そうですね。実際、先ほど平成9年度に指定されたというお話ししましたけれども、新潟市都市景観条例が平成4年度に条例制定いたしました。その後、新潟市の方からこちらのエリアを中心に検討してきたところ、景観の取り組みには高い関心を示されたというところが、こちらの二葉町1丁目1区というところでした。こちらの皆さまと勉強会を重ねて、指定に至ったという経緯になっております。他のところでも地元主体でわれわれも守っていきたいという話があるようであれば、当然勉強会を重ねていく中で指定ということは十分考えられると思います。

(坂井委員長)

なるほど。旧小澤家住宅の周辺もなりましたよね。この図ではなっていませんが。

砂丘館とか旧市長公舎が入ってないっていうのは、市役所の持ち物だからなのでしょうか。

(事務局：まちづくり推進課)

この二葉町1丁目1区というのは、基本は住宅地というところで、少し趣旨が違うものなのかなというところで、いっしょにということはなかったのだろうと。ただ、委員長おっしゃるように、行政の持ち物ということで、ある程度担保を取れるということもあったのだろうというのを想定できます。

(坂井委員長)

そうなると、この一角はやはり新潟市にとっても景観上非常に重要な特別な区域という位置づけになるということですね。それに隣接していますから、当然それと一体の位置づけとして活用上も、それを守ることが求められる。そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局：まちづくり推進課)

はい。景観上を重要視しているということは間違いないと思います。ただ、景観の特別区域として二葉町地区と一体とするのか、別物として新たに指定するのかというところについてはこれから議論かなと思います。

(坂井委員長)

ありがとうございます。廣野さんのご説明と経緯も含めてこの地図を見ていると、新潟市ではまだ文化財保存活用地域計画というものが作られていないのですが、文化庁がこの数年、精力的に全国の自治体に働きかけている地域計画というものを作るとすると、この地域は当然、いまの説明や歴史的なことからすると、さまざまな文化財が集積した文化財保存活用区域ですか、近代の関連する多様な文化財が群をなす関連文化財群というような位置づけが適当であり、新潟市の中ではやはり文化財の核になる地域だと思います。それから、そういう地区は国交省・文化庁・農水省がいっしょに作った歴史まちづくり法の対象地域にもなりえます。それは国の史跡あるいは重要文化財と一体となる区域が対象になりますが、ここは旧齋藤家別邸が国の名勝に指定されていますから、その核とはなりますし、国の登録物件も既にありますから、そういう位置づけとして考えていく必要があるのではないかと考えます。新潟市が地域計画を作る際、それと齧合するような活用のあり方ではちょっとまずいという感じがします。

(大倉委員)

坂井委員長がおっしゃられたのは、歴史まちづくり法の適用をするかどうかというお話かと思いますが、それだとおそらく全市的な方針をベースにすることになって、私が所属している新潟まち遺産の会は、新潟市はぜひ歴史まちづくり法を活用したまちづくりをしてほしいと前々から主張しているのですが、なかなかそれが実際に受け止められていないという印象を持っています。今お話をあった二葉町1丁目の特別区域に関しては、私の理解ですけれ

ども、景観法ができて景観条例が制定されて、おそらく住民の方々が主体となって、住環境を良くしていこうというような趣旨で設定されたところだというふうに私は理解しております。

その後に追加された特別区域は旧小澤家住宅、旧齋藤家別邸、それから今検討中の鍋茶屋周辺などですけれども、いずれもやはり歴史的な建造物が残っているということをベースに新潟市もかなり主体的に関わりながら、あるいはむしろ主導して、特別区域が制定されたという場所だと思います。二葉町1丁目1区はその後の特別区域とはかなり違った経緯で誕生したところかなと思います。私はその近くに働いておりまして、その地域の方々とそんなに深く関わりはないですけれども、たまに接すると、当時の熱意が少し収まっているのかなと思います。今後、旧市長公舎の活用を考えていく場合、その地域の方々とも改めてコミュニケーションを取りながら、この地域一帯を住民の方々もどのようにしていきたいのかという意見も聞きながら、活用を決めていくことが良い活用の継続につながるのではないかと思います。その場合、この特別区域を拡張するのか、先ほどおっしゃったように、また別な形で指定するのかとか、いくつかの手法があると思いますので、やはり現状の特別区域とリンクづけながら、活用を考えていくのが適切ではないかなと思います。

(坂井委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、続いて5番、6番の説明をお願いできますでしょうか。

(事務局：文化政策課)

歴史文化課から説明させていただきます。

(事務局：歴史文化課)

それでは、回答の5番、6番です。大変兼ね合いがありまして、まずは5番です。文化財登録の補助の種類について、まとめたものになります。こちらも文化庁の出している手引きをそのまま使わせていただいております。これは非常によくまとまっております。要綱もございますが、制度上、非常に複雑になっておりまして、私どもちょっと認識が少し違っていたところもあり正直反省もありますが、登録文化財制度設立後、ある意味かなり充実してきているという状況でございます。

簡単にご説明申し上げます。資料5の左側ですけれども、01となっている登録有形文化財建造物修理等事業の概要ということで、これはもともと登録制度制定時からあった制度の流れということです。当初はその設計監理事業、これしかなかったのです。いわゆる壊れたら直します。直しますが、その設計監理だけ補助対象にしてあげるよというメニューしかなかったのです。その後、その経緯と理由は私どもよく分かっていませんが、登録制度が非常に成功しまして、物件が急激に増える。そして、従来の文化財保護行政の中では、例えば、町をそのまま残すとか、そういった中で、非常に使い勝手が良かったということもあって、活用にも使えるよねということで、いわゆる公開活用事業というところにもウイングを広げていったという経緯の中で拡充されてきてています。こちらも②というところで公開活用事業があつて、補助事業者は地方公共団体ということです。こちらがおらく前回の津村委員がおっしゃっていた、まさに地方公共団体お得ですよということの回答なのかなと思っております。違っていたら後でまたご指摘いただきたいと思っております。こちらの要綱を読みますと使える部分はかなりあるということです。いわば他の指定文化財とか、極めてオーソドックスな文化庁の保全事業の姿を拡充してきているということなのかなと考えております。いずれにしても必要条件というところがありますが、こちら保存活用計画の策定がまず前提ですと、これがないものについては認めませんということですので、こちらを作るということが前提となります。補助率、補助対象経費等については書いてあるとおりです。極めてオーソドックスなところですね。どちらかいうとハード事業です。ハード事業にお金を出しますよということですので、災害復旧事業については、他の文化庁系の整備事業でも、大体ビル

トインされていますので、こちらは省略をさせていただきます。

そして、改めて調べる中で、かなり充実してきているなど驚かされたのが右側の方でございます。例えば、観光拠点整備事業でありますとか、地域文化財総合活用推進事業というところです。地域文化財総合活用推進事業につきましては、先ほどの坂井委員長からお話がありました文化財保存活用地域計画の策定済みということが条件です。本市は現時点では対象になりませんので、こちらは割愛をさせていただきます。要は、その活用計画で整備していくシンボル的な建物とか施設として整備していくということですので、少し意味合いが違うかなというところです。観光拠点整備事業というのが大まかに言って3つあります。高付加価値化改修事業、美観向上整備事業、活用環境強化事業という多様なメニューがあって、一見すると違いがよく分からぬ部分もありますが、こちらの方も左側のメニューといっしょで、基本的には保存活用計画の策定が条件となっていて、必須条件でない場合でも、保存活用計画が策定されているものを優先的に採択するということが要綱に書かれておりますので、事実上、保存活用計画はちゃんと作って、きちっとしたポリシーのもとにやってくださいねということになります。

それから、これも左側の普通の修理等事業と違いまして、やはり観光拠点としての整備ということに重点が置かれております。例えば、数値目標ですね。整備後の数値目標をいろいろと設定しなさい。そして、整備事業が終わった後でも、その追跡調査と言いますか、例えば5年間、その数字をちゃんと計測をして、報告をしなさいというものが義務付けられています。外国人観光客入込数とか、そういったことを求められていますので、おのずと左側の通常の修理等事業とは少し意味合いが違っています。これもハマれば非常に使い勝手の良い補助事業となります。その方向性としては、観光施設としての性格というものを前面に打ち出したもので、例えば、補助率も条件によってはいろいろと加算をされるということもありますし、上限に2億円とか相當に盛っているというようなこともあります。これは今後の活用の方向性次第では十分検討に値するメニューなのかなと思います。ただ、こちらも近年どんどん拡充されてきておりまして、毎年少しずつどこか変わったりしていて、これも私たちの手元にあるのは、令和7年段階の要綱ですので、過去に遡ってみると、例えば、④の高付加価値化改修事業というものは、前は美装化事業という名前でやっていました。ちなみに、新潟大学の旭町学術資料展示館はこちらの方でお申出がありましたので、美装化事業という時代に適用させていただいて、私たちを通じて出すのですけれども、やはり外国人観光客入込数とか、そういった目標設定をさせていただいて、今は日本酒学の講座だとか、内装外装を綺麗にしてリニューアルされたという実績がございます。高付加価値化という名前に変わったりとか、その運用の形態が変わったりとか、いろいろありますので、その時、その時の情報をよくキャッチしていかないといけないと思います。来年度、再来年度どうなっているかというのはちょっと分からぬ。あるいは急にやめてしまうかもしれないというリスクがあります。ただ、ハマれば非常に使い勝手が良いのかなというのが担当課の感想でございます。

非常に雑駁ではありますが、この資料5についての説明は以上です。そして、それに関連して、回答6番の文化財登録の統一的な方針についてというところです。こちらとしては、一律に登録するかどうかみたいなお話なのかなと解釈したのですが、昨今視点も同じですけれども、ただ登録とか指定とかしても、その後の活用とか、どのようにもっていくのかというのがセットで考えていかないと折角登録しても、特に登録の方は公共施設ではそういうことはないと思いますが、民間施設ですと登録解除ですね。その所有者の意向で登録解除ということができる規定になっておりまして、特に私どもの反省点なのですが、平成の登録制度の導入以降、かなり張り切って登録を進めた経緯がありますが、その後というのがあまりにも道がついでいるなくて、残念ながら登録解除された事例が相次いだということもありますので、やはりその辺のところとセットで考えていかないといけないのかなというのが我々の考えです。

したがって、登録は非常に使い勝手の良い制度ですし、活用のことまで考えてきちっとやっていく必要があるのですが、こういった補助金のことも踏まえながら、登録がやはり最適

であるというケースについては積極的にやっていくと考えております。やはり登録だけすれば良いということではないと考えておりますので、それを踏まえた観点で登録化を検討しているというのが現時点での考え方でございます。以上で説明を終わります。

(坂井委員長)

ありがとうございます。前回、新潟市としては、これまで市が所有し管理している施設、建物については、国の登録はあまり考えてはいないようなお話をありました、今説明があったようなさまざまなお話があるならば、その補助を得るためにも登録を視野に入れて、建物の活用も一体的に踏まえて検討する必要があると思います。津村委員はこの辺のことはお詳しいと思うのですけれども、実例とかもたくさんご存じだと思いますが、いかがでしょうか。

(津村委員)

廣野さん（事務局：歴史文化課）からご説明いただいたお話はかなり十分な内容だと思います。この資料5の左側の表と右側の表で少しニュアンスが違って、右側はあくまでもインバウンド目的みたいなところが前提にあるので、ちょっと観光活用みたいな形を推奨しているというようなニュアンスがどうもあるなあと。純粹に文化財建造物ということで、公開活用していくというものがどちらかというと左側になります。今、登録文化財自体はおっしゃられたように、諸事情があつて抹消されるというケースもあるのですが、やはり1万件という登録件数が全国であるので、公開活用事業の予算枠全体からすると、かなり競争率が高いというのが実情ではあります。

あとは、実際にその保存活用計画を立てるというのも、なるべく簡易にしましようと思いましてはそういうこと言っているのですが、意外と文化庁の方ではもう少し具体的にという考え方あって、結構そのやり取りに時間がかかるというのが少しデメリットであって、スピード感があまりないことがあります。民間が所有されているものは、結構スピード感を重視されたりするので、案外民間の方々はなかなかこの補助メニューは使いづらいなという声をよく聞きます。ただ、やはり公共が所有されているものについては、計画を策定するということ自体はある種慣れていらっしゃる方々が管理されているケースが多いので、ある程度長期的に見ていく中ではいろいろ使える補助メニューがありますが、おっしゃるように、結構毎年付け加えられたり、急に本当にくなったりということもあるのと、国の体制によって文化行政に対する予算のつき方というのも少し前後する部分もあるので、それはもう坂井委員長もよくご存じだと思いますが、かなり情報をキャッチしながらでないと簡単ではないなというところがあります。それもあるので、やはり公有化されている建造物に関しては、ある程度計画が立てられそうなものは登録文化財に登録する。50年以上経っていれば、何らかの価値づけができると思います。今おっしゃられたように、4番目のところでいろいろ改めて格付けされたと思いますので、この内容であれば、十分登録文化財には登録できるものだとは思います。そのあたりは、やはり所有者、管理者が少しでもメリットを感じたり、インセンティブがありそうだというところでの判断になるのかなと思います。いろいろな例がありますが、具体的にというよりは、この旧市長公舎に関しては登録した方が良いのではないかなど個人的には思います。

(坂井委員長)

ありがとうございます。他にこの件でありますか。

(大倉委員)

津村委員の意見とほぼ同じなのですが、以前の歴史的建造物、旧小澤家住宅、旧市長公舎、旧日本銀行新潟支店長役宅を検討した委員会でも、旧小澤家住宅は市の指定文化財になりましたが、旧市長公舎、旧日本銀行新潟支店長役宅についても登録をすべきだという意見がそこで出されていました。しかし、その後、いずれも登録されていません。今回の旧市長公舎

に関してはさまざまな補助メニューも充実してきていますし、災害復旧事業の際も、工事経費も耐震補強も含む国の補助があるということで、メリットが非常に大きいと思いますので、ぜひまず登録をするということを前提に市の方で考えていただけすると私たちの議論もより具体的になっていくのではないかなと思います。

(坂井委員長)

ありがとうございます。私も平成15年につくられた市の保存活用計画に、市としての活用の方針が示されていて、旧市長公舎と砂丘館として使われている旧日本銀行新潟支店長役宅も登録すると、市としての方針が明確にされているのですが、それがされないままきていて、文化財としての価値がきちんと認められていないような感じがします。確かに、かつては、登録の制度は正直なところそれほどメリットはありませんでしたが、地方公共団体の場合、これだけのさまざまな補助メニューがあるわけですから、旧市長公舎の場合は、登録の価値や条件については問題なくクリアできると思われますので、大いに活用すべきだということがよく分かりました。

旧市長公舎の活用の場合、文化財としての価値を十分生かして活用する必要がありますが、その価値がどういうものなのか、市民、国民から見たら分かりません。市の指定文化財や国の登録文化財であるのと、何も位置づけられていないのとでは、やはり受け止めも違うのではないかと思います。市としてこの建物をどうしていくかの起点にもなるような気がするのですが、いかがでしょうか。

(藤田委員)

私は建築とかの専門外なのですけれど、まちづくりとかを考えるうえで、登録とともに含めて、一体新潟市は何だったのかというと、時代背景とともに含めて、近世、近代、そして現代、さらに未来につながるようなことが一連の流れとして出てくるというのがすごく大事なのかなと思います。そうした時に、坂井委員長もおっしゃったように、津村委員、大倉委員もおっしゃったように、今現在あるもの、それを生かして、まちづくりではどうやっていくのかといったものとともに含めて、全部一体化して、考えていくというのが、すごく大事なことで、新潟市もブツンツンと切れていて、例えば、今現代の私たち、地域の人たちとともに含めて、新潟市はあまり何にもない、どういう町なのかなとかと考える時に、いろいろこういった地域もあります。この旧市長公舎の周辺地図とか見たりとかしながら、景観、都市計画もやっています。いろいろなことをやっています。そして、まちづくりもやりますと言った中で、登録するうえでも、自分たちのアイデンティの一つにもなりますし、それが未来にもつながっていくのかなということを改めて皆さまのお話を聞いて思いました。

やっていく中で、それが将来的に、別にこれ観光地にしましょうとかというわけでもないのですが、例えば、シンボル事業の一つ、地域の文化財として位置づけられますよといったこと、非常に一つの重要な価値付けになっていて、それを将来的に観光地にしましょう、何にしましょうとかと言ったら、そこから先、またこれからの議論になるのですが、一つのシンボリックなこととかでこの資料4というのを改めて見るとすごく良いなと思いました。だからこうなっています。近世、近代、そして今の現代、そしてまた未来といったことをまた踏まえてやっていくといったことが、大きな今の新潟の価値、経済的な価値とともに含めてつながっていくのかなと思いました。感想ではないのですが、やはり非常に重要な拠点になるといったことも、一つになり得ると改めて感じました。以上でございます。

(坂井委員長)

ありがとうございます。一連のご説明でここ歴史的、文化的な価値が高いということが明らかになってきましたが、庭園についての9番と10番について事務局からお願いできますでしょうか。

(事務局：文化政策課)

改めまして、文化政策課からご説明させていただきます。

それでは、資料の7をご覧ください。こちらの資料は過去の資料から平成4年に庭園を作庭した業者が分かりましたので、連絡をとりまして、当時の状況や当時の長谷川元市長の思いなどをインタビューしたものになります。

内容としましては、作庭業者は株式会社芳樹園で、当時の担当者が今の常務取締役、統括部長 玉木正和様 69歳、作庭当時 33歳だったということでした。作庭の経緯につきましては、今後増えるであろう来賓に対応するための迎賓館的な活用を想定し、新潟市からの依頼で数パターンの企画書を作成したそうです。当時、芳樹園は燕喜館の工事も行っておりまして、燕喜館は長谷川元市長の指示で進めていたということで、旧市長公舎の庭園についても長谷川元市長の考えがあったのではないかということでお話をいただきました。前回の会議の中で、長谷川元市長へのインタビューをしてはどうかということで、ご意見をいただきましたが、残念ながら現在の連絡先は把握していませんでしたので、長谷川元市長のインタビューに代わりまして、芳樹園のインタビューの中で、市長公舎を迎賓館として活用したく、立派な庭園を造られたのではないかという長谷川元市長のお考えを伺うことができました。

当時の庭の状況につきましては、記録が残っておりませんが、全体的に今より土が盛り上がりついて、貯水槽があったということを記憶しているそうです。また、平成4年の作庭時に土を減らして、貯水槽を撤去したということでした。平成4年以降につきましても、しばらく庭園管理を受注しておりましたが、大きな変化はなく、作庭時の状況を保っていたということです。作庭時の庭園の写真を芳樹園がまだ保存していたので、お借りして、一番下のところに附させていただきました。ここで来客を迎えるために芝生を敷いたりとか、庭もだいぶきれいに整備されたということでございます。

続きまして、庭園の価値につきましても聞きました。根上がりの松が象徴的な非常に良い庭であったということです。これだけの良い庭はなかなかないので、現在の状態がもったいない感じているとのことでした。最後に今後の活用について伺ったところ、個人的な意見にはなりますが、今後利用希望者を公募していく場合、現地視察等を実施すると思うが、現在の庭園は芝が枯れていたりして、本来の状態とかけ離れているため、魅力的に見えないのではないかということで、現地視察の前に庭園を整備しておいた方が良いと思うとおっしゃっていました。以上、作庭時の状況でした。

(坂井委員長)

ありがとうございました。平成4年以前の状況は分からなかったのですか。

(事務局：文化政策課)

調べてみたのですが、記録が残ってなく、分かりませんでした。

(坂井委員長)

この平成4年に作庭された芳樹園のインタビューは大変重要だと思います。ありがとうございました。佐藤委員はこれについていかがでしょうか。庭園のご専門の立場から。

(佐藤委員)

この玉木さんのお話で、平成4年以前の庭の状態の記録は残っていないとおっしゃいますが、もちろんここに主木としてある根上がりの松などはもとからあったものと思われますので、この庭を設計される時にまずどれを生かそうという現状を見て思われたのか、そういうふたところもちょっと気になるところではあります。

あと、玉木さんもそうですが、たまたま今庭園の管理で作業として入っておられる要松園という造園屋の先代社長と言いますか、今の社長か会長がこの当時から、作庭の時から関わっておられまして、その方が非常に熱い思いを持っていらっしゃいますので、そういうふた方も含めてこの作庭当時からのことをよく知る方々によくお話を伺って、そういうふた方々の思

いといったものも継承していく必要があるのではないかなと思いました。

(坂井委員長)

ありがとうございます。これについていかがでしょうか。何かご質問、ご意見がありまし
たらお願ひします。

(大倉委員)

この平成4年作庭時の庭園の写真を見て、今とずいぶん違うなというふうに思いました。
この写真はとても美しいし、やはりこのような感じでまた再整備されていくととても良い庭
園になると思います。この庭園を生かす活用を考えた場合、今本当に浮かんだことですが、
例えば、宿泊施設として活用してみると、この庭園は非常に生きるかなと思いました。第一種低層住居専用地域でそういう活用が可能かどうかということにもなりますけれども、やは
りこの庭園は旧齋藤家別邸、旧小澤家住宅と建設年代が違って、平成の庭園ではありますが、
新潟を代表する庭園会社の一つが芳樹園だと思いますし、その芳樹園がそれまであった庭を
生かして、長谷川市長の意見を聞きながら、迎賓館として整備された庭だということは非常
に重要なことで、それを生かした活用ということをやはり考えられても良いと思います。

旧副知事公舎の活用に関しては庭園がほとんど全部壊されてしまいまして、新たな庭園、
新しい方が新しい場所に植栽を植えたりして、それなりにとても素敵で、まさにその後の活
用とともに新たな庭園が生まれたという感じです。ここに関しては、芳樹園が作られた庭園
であること、それから根上がりの松も佐藤委員がおっしゃったようにおそらく以前からあつ
たものですし、先ほどの歴史を遡ると、宝暦年間から砂防止のために植えられた松である可
能性もあるので、そういう歴史的な意味も含めて、この根上がりの松等を主景とした庭園が
やはり多くの方により鑑賞されるような活用があつて良いのかなと思いました。

(坂井委員長)

ありがとうございます。根上がりの松はあの地域の防砂林として、幕末の川村修就奉行が
植林したといった歴史的なストーリーがあり、新潟の近世から近代の歴史の中で説明がなさ
れるのは、重要なところだという気がします。庭園としての価値を考えると、建物と一緒に
活用できる方策というのが最もふさわしいとなりますね。旧齋藤家別邸も庭が主になって、
国の名勝に指定されていますが、庭園はやはり生き物なのできちんと手入れをしながら維持
管理して大事に継承されていくことによって、庭園の価値も高まるのではないかと思ってお
ります。いずれにしても庭園も重要な要素だということです。ありがとうございます。

だいぶもう時間を使ってしまいました。そうしましたら、これで9、10までいきました
ので、11の工事の変遷というものと、12の耐震診断、そのあたりのところ説明お願ひでき
ますでしょうか。

(事務局：文化政策課)

それでは資料8をご覧ください。

工事の変遷についてということで、過去の資料を基にすべてではないかもしませんが、
年度毎の改修履歴を一覧にまとめました。これまで、生活様式の変遷とともに水回りや空調
の利便性向上や経年劣化による補修工事が行われてきたと思われます。平成21年に坂口安
吾を顕彰する場として、暫定利用開始時に会議室や事務室など大規模な改修が行われました。

次のページをご覧ください。過去の工事履歴の資料をもとにしまして、改修工事が行わ
れたと思える箇所に色付けを行いました。まずは外壁になります。改修範囲につきましては、
詳細が分かりませんでしたが、塗装が行われたという事実が確認できました。

続きまして、次のページをご覧ください。こちらは屋根になります。改修範囲が不明でした
が、瓦の吹き替えや補修が行われました。ピンクで網掛けしている部分につきましては、
雨どいになります。こちらはすべて交換されていたという履歴がありました。

次のページが建物内になります。下の段に色分けの凡例を記載しております。ピンクが

大規模改修済みの箇所で間仕切り壁や機能の変更を行っている部分になります。次に、黄色の部分が大規模改修以外の改修済の箇所になります。最後にグレーについては記録がなく不明となっている箇所でございます。こちら見ていただくと分かるように、改修の大小はございますが、ほぼすべての部屋でなにかしらの改修が行われたことが確認できました。

次のページをご覧ください。こちらは建築当初の仕様、平面図、工事履歴を現在の写真と組み合わせまして、部屋毎の改変の状況を可視化いたしました。この資料の見方としましては、平面図の黄色で囲っている部屋の状況になっております。こちらは土間の状況になっておりまして、下の写真にそれぞれの箇所から説明の吹き出しを出しています。例えば、左上の硝子戸につきましては、当初も硝子戸で、現在も硝子戸ですが、取り替えを行っているという履歴を確認しました。吹き出しの色につきましては、図面の右に凡例を記載しておりますが、当初のまま残っている部分は青色で記載しております、改変の箇所はピンク色、記載不明な箇所はグレーで記載しております。硝子戸につきましては、取り換えた改変が行われたという履歴がありましたので、色がピンクになっております。次のページ以降もこのように部屋毎に状況を色分けして記載しています。部屋毎に見ても、詳細が不明な箇所も含めて、当初から残存している箇所はほぼなく、なにかしらの改変が行われている状況が分かりました。実際のところ、不明な箇所もありますし、一部改修や全面改修もありますし、もちろんの状況がありますが、一応色分けして現状と履歴を把握させていただきました。改修履歴は以上になります。

それでは、資料2に戻っていただきまして、12番、一般耐震診断ではなく、限界耐力計算とすることについては、活用方針が決まりましたら、コスト面を含めて検討していくたいと思っています。

13番、民間活用の場合の樹木管理の考え方の整理につきましても、さきほど委員長がおっしゃったとおり今後の管理も大事な部分かと思います。第3回会議以降に検討していくたいと思います

14番、どんな市長が使い、誰が来客として来たかにつきまして、こちらも過去の文書などをいろいろと確認しましたが、記録が残っておらず、確認できませんでした。

説明は以上になります。

(坂井委員長)

8番が残っていますか。

(事務局：文化政策課)

そうですね。8番につきましては、住民アンケート第2弾につきましても、先ほど大倉委員からご意見をいただいたように、近隣住民の声も非常に大事な部分かと思いますので、こちらも第3回会議以降に実施について検討していくたいと思っております。以上です。

(坂井委員長)

ありがとうございます。残りの説明で何かありましたらお願ひします。いかがでしょうか。

(津村委員)

11番の変遷に関しましておまとめくださいまして、本当にありがとうございます。資料8は本当にすごく分かりやすい資料になっていますので、非常に良いと思います。もしかしたらこれをそのまま保存活用計画に使えるのではないかと思います。現状を把握するということはすごく大事なので、基本的には仕上げになっているのかなと思うのですが、全体の平面図でグレーの不明で記録なしというところが、広間というか、大広間の方ではなくて、10畳と10畳半の続き座敷のところがおそらくほぼオリジナルが残っているのではないかなど思います。不明ということは明らかに変えたという記録がないということですので、ここがそういう意味では当初部分が残っている可能性があるので、ここが一番価値の根幹なのかなと思います。逆に言うと、あとは改変されているというものは、実際に拝見させていただい

たり、写真を見たりすると分かりますので、ここだけは変えないという中での活用というか、グレーのところ以外は比較的柔軟に考えても良いのではないかということが色分けすることで見えてきます。この作業はとてもよろしいと思いました。以上です。

(坂井委員長)

ありがとうございます。

(大倉委員)

私も津村委員と同じでこの資料は本当によく作ってくださったと思って、その努力に敬意を表したいと思います。私も管理させていただいている砂丘館もやはりずいぶん改修が行われています。当初はなかったサッシがはまっていたり、特に居住部分として使っていたところに関しては天井や建具もほぼ変わっております。ただ、旧市長公舎もそうですけれども、建具とか、壁とかそういうものが変わっていたとしても、間取りが基本的に残っているということと、それから構造材と言いますか、柱等が当時のものというものはとても重要だと思います。よく旧斎藤家別邸、砂丘館と比較して、旧市長公舎は材料が全部杉なので、価値が低いというふうにおっしゃる方がいらっしゃいます。特に、旧斎藤家別邸はかなりいろんな材を使っているし、砂丘館も2階は全部台湾ヒノキが使われていたりして、材で価値を判断する方もいらっしゃいます。私は逆にこの全部杉で作ってあるということが非常にユニークなことかなと思います。あえて数寄屋風にしていないこと。大正11年当時の新潟市の住宅に対する考え方。旧斎藤家別邸はかなり東京から庭師を呼んだりしてやっています。砂丘館は日本銀行の技師が設計していますが、ここはある意味で新潟の人が作ったという、新潟の人が迎賓館というものは、市長公舎というものはこういうものだということを考えて作った時に、全部杉材で作ったということは意味があるのではないかと思います。

明治の新潟の町家の解体をして、その部材を私たちの会で保管していたことがあるのですが、明治期の町家の建物も梁材などを含めて全部杉だったのですね。杉材というものが新潟の住宅建築の中で非常に重要な部材だったということを考えようによつては物語つてゐる建築だとも思います。そのように新潟の住宅の歴史を踏まえて考えていくと、この旧市長公舎が床の間の床柱も含めて杉だということは意味があるのではないかと思います。残つてゐる構造材などにも歴史的な価値があると思いますし、平成の庭も含めていろいろな時代のものが集積されて今がある。それ全体を一つの歴史的な価値というふうに考えて、捉えていくのが良いのではないかと思いました。以上です。

(坂井委員長)

ありがとうございます。面白いですね。そういう意義を聞くとすべて日本中が同じような考え方にもとづくものではなく、やはり地域性があつて、風土に馴染んでいるものを選んでいることが分かります。そういうところは文化財を見るときに重要だと感じます。他にいかがでしょうか。

この14項目について、いろいろご質問をいただきながら、旧市長公舎の建物の歴史的、文化的な意義についていろいろ確認をしてきたところでございます。ここまで議論の中で、例えば旧市長公舎の保存活用計画を作るしたら、核になる項目が大体あがつたような感じがします。仮に文化財登録だとか指定だとかを考える場合求められることも、結構整理がついたかなというような気もいたします。

議題2 旧市長公舎の価値を踏まえた活用について

(坂井委員長)

少し時間を取りすぎてしましましたが、次に旧市長公舎の価値を踏まえた活用について、事務局ではどのような議論の組み立てをお考えでしょうか。

(事務局：文化政策課)

それでは、議題2についてよろしくお願ひします。先ほど第1回の課題の整理をさせていただきまして、併せて、この地区としての位置付けなどをご説明させていただきましたが、これらの前提条件をもとにしまして、旧市長公舎の価値を踏まえた活用について、委員の皆さまからご意見をちょうだいしたいと思っております。市としての活用の方向性としましては、行政での活用の可能性はゼロではないですが、ご承知のとおり市の財政状況が厳しい中で、まずは民間の活用による存続を考えていきたいと思っております。皆さまから旧市長公舎の歴史的、文化的価値を残しつつ、柔軟に活用する条件や具体的な活用案などをご提示いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(坂井委員長)

市の方では民間に委ねて耐震もみんなやってもらうということでしょうかね。

(事務局：文化政策課)

まだそこまで議論をつくしている状況ではありませんので、まずは今ほど委員長がおっしゃった耐震工事などを除いた活用について、条件的なものや活用案などのご意見をいただければと思っております。

(坂井委員長)

分かりました。ということですので、今おかれている条件だけではなくて、例えば文化財の指定だとか登録を考えると、その費用負担がどうなるかということも変わる要素ではあると思うのですが、この辺の議論の進め方については、津村委員はどのようにお考えでしょうか。

(津村委員)

この議題1の中でかなりいろいろな課題に対してご意見が出たと思います。それに対してのお考えみたいなものを少しお伺いできたと思うので、その中で、まずはどんな用途というのが一番大きな1丁目1番地になりそうな感じではあります。ただ、やはりそうなるとそれをどこが運営するのかという話になり、あくまでも市が直営となると、それはそれでまた限られていく。あと、有人の管理者を置くのか置かないのかみたいなものがあって、先ほど大倉委員からご意見いただいた宿泊施設というのが多分一番ハードルが高いと思います。例えば、兵庫県朝来市だとか、丹波篠山市だとか、あとは岡山県津山市というところが、比較的歴史的建造物、町家系が多いのですが、そういうものを滞在型のホテルにするというような事業をPPPというか、公共財産だけれども、PFIのコンセッション方式だとか、そういう形でやったりしています。あと、そこにはやはりどうしてもすべて条例がくっついてくるので、どの条項をどういうふうにするかということ。民間会社で入ってくるところが工事費を全部出すにしても、運営を任せることにしても、定期借地権とか使って20年とかで償還するみたいな形でその事業者を選定して、自治体がやれることとすれば、比較的工事に対する条件を緩めることによって事業の幅が結構広がると。その代わり、運営はちゃんとやれよと。ただ、そこに対しての責任は、要は行政としては基本的には持たないとか、そこの会社が潰れたらその不動産も残念になってしまいますが、そのぐらいのやり方というのを丹波篠山だとか、津山だとか、朝来だとかではやっていて、そういうものに手を挙げる事業者というのはいらっしゃるにはいらっしゃるのです。ただ、条件としては、1棟とかではなくて、その街の中に点在させるというようなやり方になっているので、津山市だと重点建築群の中の文化財建造物に関してやっています。それは兵庫県の丹波篠山市もそうです。朝来市に関しては登録有形文化財の収蔵庫をベースにして、その周りの町家を登録にして、宿泊を町家でやって、お風呂だとか、食事だとかを登録文化財の旧木村酒造場というところでやっています。竹田城の城下町ですね。そこは登録文化財を使ってやっています。その他条例を入れて、事業者は篠山市でやっていたNOTEさん、ブランドとしてはNIPPONIAの関連になるのですが、ただ、

うまく言えないのですけど、結構やれる事業者が限られてきてしまつて、そこを1本釣りみたいになると、少し公平性みたいな感じが難しくなるので、やはりできれば、そういう落下傘的な事業者が来るよりは、地域で運営できる形というのが理想的だと思います。そうなると、あまり大きなことはしづらい中で、それなりに収益が上がるコンテンツは何かなということを考えていく手順かなというふうに思います。

そうすると、なるべく改修も大がかりにしないで済むとなると、コストもそんなにかからないですし、それに対してペイした部分の回収というのも、その初期投資の大きさにかかるので、そのスキームを誰とどう相談するかということで、結構いろいろな自治体がそのスキームを作った上で、それに応じる事業者をサウンディングで探すという方法でやり始めています。決してうまくいくところばかりではないというのが何とも言えないのですが、そのスキームを作るというとこかなと思います。

(坂井委員長)

そのスキームを作るというのはどんな要素を作らなければならないのですか。

(津村委員)

そうですね。まず、いくつか考えられる用途と、それに応じられる事業者をピックアップするということなのかなと思います。宿泊というのは結構大きいと思うのです。

(大倉委員)

宿泊という活用は庭の写真を見るまで私も思っていなかったのですが、ただ、旧副知事公舎が非常に高級感のあるレストランとして維持されていますし、それから、砂丘館のすぐ下にバッコというイタリアレストランがあって、そこがミシュランガイドに載った結果、かなり高級な感じで今はそういう富裕層をターゲットにしていらして、飲食関係としてはあのあたりはちょっと高級感のあるお店が少し増えている地区ではあります。インバウンドの話もありましたけれども、あの庭園の魅力を生かして、なおかつ大正時代の建物があるということを考えると、宿泊が可能な施設ということであれば、旧副知事公舎と同じようなレストランができるのもどうかなと少し思っているので、考えられる好ましい活用の方法の一つのかなとは思いました。ただし、津村委員がおっしゃったように、いろいろな意味でハードルが高いので、その方向を選択するかどうかは議論するべきだと思います。

もう一つは、先ほど安吾風の館の話をしましたけれども、坂口安吾との関係がいろんな意味である建物だということを考えると、安吾と関連づけた性格にするという方向も一つかなと思っています。私の中でもイメージが決まっているわけではないですが、坂口安吾とのつながりを完全に切らずに、何か活用していく方がいろんな意味で物語として魅力的な場所になるのかなと思いました。観光客の方がここに来て、飲食したり、宿泊したりするにしても、そういう物語性があることで魅力が高まるということはあるのではないかなと思います。以上です。

(坂井委員長)

ありがとうございます。今出たのは宿泊ですね。それから、飲食、レストランも想定される中に入っています。そしてもう一つ出たのは、安吾の館、展示施設ですね。

(大倉委員)

そうですね。安吾関係の何かがやはり付随していた方が良いとは思いますが、それは活用される事業者がそれをどう生かすかどうかで、本当の活用の方が主体になって、なんとなく関係なく、展示スペースがあるみたいな場所も散見しますが、そうなってほしくはないとは思います。やはりこれまで安吾風の館であったということと、先ほど言ったように坂口家の消失と市長公舎の建設が関係しているのであれば、それも一つの物語だと思いますし、その辺を何らかの形で民間の方が活用するとなると、その事業者も意識してやっていただけると

より良い活用になるのではないかなと思います。

(坂井委員長)

ありがとうございます。他に何でも結構です。

宿泊は、確かにハードルは高いかもしれません、今は国の重要文化財の建物でも宿泊施設にする事例が出てきていて、国も積極的に活用を考えて、従来は全然考えられなかつたことがそういうところまできていますし、登録とか自治体の指定であれば、もっとやりやすいところもあるかもしれません。

それから飲食、レストラン、庭があれだけ立派ですので、広間を使って庭を眺めながらということも当然入ってくる施設かと思います。

佐藤委員は、庭園、庭の視点から見て、なんでも結構ですので、何か思いあたるものはないでしょうか。

(佐藤委員)

この夏、旧市長公舎のまわりを歩いたりしたことがあったのですが、やはり立ち寄れるようなところがあると良いなと思ったのと、庭園を見て思うのは、やはり茶道であったり、そこでお抹茶とかいただけたら良いなと思いました。日本の文化が体験できるような場所としてもあの庭園があることによってより良いなという感じがしました。

(坂井委員長)

ありがとうございます。確かにそうですね。文化財や史跡には、ゆっくりくつろぐ場というものはあまりない場合が多いのですが、年を重ねてくると、歴史を感じる史跡や建物で、ゆっくりしたいと、私は思うようになりました。今はだだっ広い史跡などずっと歩かされると、休みたくなります。そのような場や活用というものを文化財の制約の中で、もう少し緩やかに柔軟に考えないといけないと最近感じています。

他にどうでしょうかね。武田オブザーバーは建物を見てどうでしょうか。

(武田オブザーバー)

建物の老朽度を調査した観点からということもあります、こういう施設でターゲットと言いますか、どういう方に来てもらおうかということが大切な部分なのかなと思っています。先ほどのインバウンドをターゲットにした方なのか、それとも地域の方なのか。地域の方という形だと、例えば、地域の公民館的な要素とかもゼロではないというか、それを市民に広げていくという形もあるし、そういうもので少し利用者をある程度想定しても良いのかなと。インバウンドでやるのだったら、先ほどの宿泊施設、あとはアートの館などの現代アートなどはいろいろと香川県直島とかはやっていますよね。そういう事例とともに活用しながらというのもあるのかなと思いました。以上です。

(坂井委員長)

ありがとうございます。確かにそうですね。いろいろありそうですね。

藤田委員はいかがでしょうか。

(藤田委員)

建物は委員会の中で検討されていますが、活用については、やはり今の武田オブザーバーがおっしゃったように、誰に向けてやるのか、どうなのか。そもそも先ほどもお話をさせていただいたのですが、これを市民の皆さんに、例えば、ここの価値はこういうことがあったのだということを改めて示せるような良い機会なのかなと思います。そうした時に、その一つの要素だけにするのか、それとも複合的に将来的にこれをいろいろ活用できるようにしていくのかというものもありますし、その方たちがどういった潜在的なニーズがあるのか、どうなのか。今顕在化しているものがすごく多くて、ここでおいしいお茶を飲んだりできたら

良いなとか、お庭に出てゆっくりしたいなとか、建物を見たいなという口にできるような、そういうといった顕在化できるニーズもあります。実際にこれが今現在の近い未来とかの潜在的なニーズは何なのだろうとずっと考えています。それが今私の中で潜在ニーズは何なのだろう。誰の潜在ニーズ、外国人の方はどうなのだろう。市民の方どうなのだろう。また、訪れる方はどうなのだろう。また、津村委員からお出しいただいたその方たちは何のために行っているのだろうということが全く分からず状態ですので、そうした時に、今の事例として全国の事例とか紹介いただいた時に、その方たちが何を求めて行っているのかどうなのかといったものが全く分からずで、私の考えもまとまらないといったものもあります。

逆に聞きたいのですが、その方たちはどういうニーズで行っていらっしゃるのか、それが本当にこの先あるのかどうなのかといったものがあって、今あるニーズとかを探って、それと同じようにしていくとかと言ったら、たぶんもう工事が始まったり、いろいろしたら、それはちょっとそういうコンテンツになっているのかなと思っていまして、陳腐化する可能性もあるのかなと思います。誰に向けてやるのか、その方たちが何を求めているのかといったものを踏まえないと活用はできないのかなと。どういったコンテンツが必要なのかというのはちょっと私今まで知らないというか、そういう材料がないので、何も検討ができないというのが意見でございます。

(坂井委員長)

ありがとうございます。確かにそのとおりで。

(津村委員)

昨今のそういう滞在型ホテルでインバウンドと言っても、どういう国からというのもあって、それこそ中国の方々が爆買いに来るみたいな時期が一回あったと思うのですけど、もうなくなってしまったのですよね。

あとは、今京都行くとほとんど中国の方ですよね。ただ、ヨーロッパの方々が日本の田舎の方に行きたいというニーズが結構あって、そういう方々が比較的ゆっくり街を堪能しますみたいな形でいらっしゃる方々向けにそういう比較的古い町屋だと、町並みをじっくり見てもらいたいというのが結構合っています。ただ、向こうの比較的シニア層で結構お金持つていらっしゃる方が1棟貸して他の家族とかにも邪魔されずに10万円とかするようなところでご家族とかでいらっしゃっている。だから、かなり限られますよね。ただ、当面はそういうニーズがあるんだろうという形での運営なので、それがあまりにも今後できちゃうと過当競争になりますし、差別化もできないですね。彼らはやはり日常を忘れるみたいな形で来るので、あえてデジタルデトックスをしたりとか、時計もないとか、何かそういう演出をしたりしていますよね。おそらくそこそこはだいぶ違うとは思うので、やはり価値づけする時に、この界隈が近世から近代になって、新潟の近代の町の一つの象徴だというような場所だとすると、それを誰にどう味わっていただくのかというところで、もうまさに藤田委員おっしゃるとおりの潜在的なニーズを一度議論しないと果たしてどういう用途が適しているのか。公民館的な使い方をしているものも結構あるはあるのですよね。そのために改修して、例えば、香川県の偕行社というのは重文ですけど、みんなが集まるシェアキッチンみたいなをくっつけたりして、やったりしていたりとか。あと、弘前市の登録文化財はスターバックスを入れちゃったりしていたりとか。その場所に対して、どういう潜在的なニーズがあるのかで当てはめると、比較的はやるというか、それが持続するというか、その辺りが肝だと思うので、おっしゃるとおり陳腐化するようなコンテンツだと早晚よろしくなるので、それはかなりリスクキーだと思います。

(藤田委員)

先ほど私がお話をさせていただいたと思いますが、やはりここ全体と新潟市でどういうまちづくりをやっていくのか、そのうちの一つの場所だと思うのですよね。だから、ここだけの活用とかではなく、新潟市がどのようにやっていくのか。例えば、新潟市にどういう人た

ちを呼びたいのか、市民の人たちがどういうふうにここを活用して、またここ全体を新潟市として、中央区としてどういうふうに捉えていくのかといったこととかを踏まえた上で、この場所はどうするかという基本がないとここだけでまた点で考えてもちょっとそれはよろしくないのかなというように感じます。

大倉委員が砂丘館、旧副知事公舎とともに全部踏まえて、全体で考えてといったのがすごく大事なのかなと思います。また、少し議論が戻ってしまいますが、ここだけの価値ではなくて全体の価値、さらに、だからこの価値をこういうふうな方向性でいきましょうというような前提条件が大事なのかなと思います。

(坂井委員長)

ありがとうございます。次の議論に進めるために、必要な項目が整理され、いくつか重要な点が出されたと思います。単純な用途というのもありますし、利用者としてどのような人を考えるのかということもありました。市民なのか、地域に近い人が主になるのか、あるいは、観光客でもインバウンドもありますし、文化財として特に文化観光にシフトしてきていますので、その辺の利活用もだいぶ広がってきていますが、あの場所ではどう考えるかですね。それから、すでに市として、この中央区の区ビジョンの中にも書いてあるように、地区の歴史的な価値の中での建物をどう使うのかという点も重要なポイントだと思います。

次回、事務局ではどういう進め方にするのか、今回の議論の中でポイントが出てきたと思います。民間の事業者にサウンディングするにも、スキームをどうするかというのもありますし、どんなふうに次の展開を考えたらよろしいでしょうか。

(事務局：文化政策課)

委員長や津村委員がおっしゃられたスキームというところを見据えながら、今いただいた、新潟市全体でこの場所がどういう形になるのかとか、ターゲットをどういうふうに設定するのかとか。また、皆さまから前半にいただいた、周囲の景観との一体化とか、庭の一体化とか、様々なご意見をいただきましたので、第3回に向けて、たたき台ではないですけれども、スキームを見据えながら、少し具体的なものをご提示できるよう事務局で検討していきたいと思っております。その際に、もしかしたらそれぞれの委員の皆さまに、個別にご意見をお伺いすることがあるかもしれません、その時は是非ご相談にのっていただければと思っております。

(坂井委員長)

ありがとうございます。いろんな確認をする中で、重要なポイントが大体整理されたと思いますので、次の活用を旧市長公舎の価値にふさわしい利用につなげられるように、ぜひその問題の整理を行って、事業者に提案するにしても、より良い形が実現できるようなところをご検討いただければと思います。時間がぎりぎりになりましたが、私の司会はここまでということで、どうも協力ありがとうございました。

4 その他

(特になし)

5 閉会

(事務局：文化政策課 梨本補佐)

坂井委員長、ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたる貴重なご意見ありがとうございました。

今回いただきましたご意見を踏まえまして、事務局の方で次の委員会までにある程度具体的と言いますか、なんとか案をお示しできればと考えております。まとめるにあたりましては個別に委員の皆さまにご意見をお聞きすることがあると思いますが、その際はよろしくお願ひいたします。

次の委員会の日程についてはまた改めてご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上をもちまして、令和7年度第2回旧市長公舎保存活用にかかる方針検討委員会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。